

北九州市農業委員会  
第23回東部部会会議（令和7年度6月部会会議）議事録

1 日 時 令和7年6月10日（火）午前10時00分～午前10時27分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 川江秀孝 | 藤堂孝雄 | 各務浩  | 中谷陽子 |
| 柳野保博 | 古田俊策 | 中村治雄 | 清水正人 |
| 澤水理佳 | 稲光進  |      |      |

農地利用最適化推進委員 19名

|      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 増田強  | 矢野孔清 | 中村眞一 | 平尾長正 |
| 松根豊春 | 吉村晃一 | 有松政則 | 村田堯  |
| 平林秀美 | 村田紘  | 酒井一生 | 古田仁重 |
| 瀬戸克哉 | 木村博美 | 大下治三 | 黒崎隆博 |
| 河内一弥 | 山本勇次 | 小田征二 |      |

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 1名 坂井準二

4 事務局出席者

|         |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|
| 福田 事務局長 | 池永 次長 | 田上 係長 | 吉田 主任 |
| 岩本 主任   |       |       |       |

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

|         |                              |    |
|---------|------------------------------|----|
| 報告第123号 | 許可又は受理の取消願について               | 1件 |
| 報告第124号 | 非農地証明願について                   | 2件 |
| 報告第125号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について | 4件 |
| 報告第126号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について | 4件 |

【議 案】

|        |                                       |     |
|--------|---------------------------------------|-----|
| 議案第57号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                  | 4件  |
| 議案第58号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                  | 5件  |
| 議案第59号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について | 47件 |

6 傍聴人 なし

部会長

ただ今より、令和7年度第23回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。

それでは、議案書の6ページをお開きください。議案の審議に先立ちまして、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、第2項の新規営農者1名の面接を行います。初めに地区担当委員の説明、次に新規営農者の説明、それから意見交換の順に進めます。なお、譲渡人が松根委員の親族であることから、松根委員が議事参加の制限を受けますので、退席を求めます。

(委員 退席)

それでは、議案書8ページの「営農計画書」をお開きください。初めに小倉南区 大字新道寺地区担当の榎野委員、説明をお願いします。

榎野委員

申請地は譲渡人の家の近くでございます。5月28日に私と増田委員、新規営農者の方と譲渡人で現地の立会いを行いました。松根委員の息子さんが耕作を続けられないということになりましたので、新規営農者の方が借りることになって、新規営農者の方が森林組合に勤めておられたから、色んなことを勉強していたと思います。しいたけの原木栽培をしたいということで、経験もあると思いますけど、森林組合の労務班の方に指導をしていただくそうです。

申請地では原木を切って、種駒を打ちこんで、ほだ木に積んで乾燥させたりするそうです。今回のしいたけ栽培については、ほだ木を撤去すれば、すぐに野菜の作付けが出来ることから転用とは判断せず、3条許可とします。ほだ木を積んだ後は、周りを草刈りなどで管理していくそうです。200日くらいは作業するというので、妥当と思われる。しいたけ栽培道具一式を持っていることを確認しました。

地域との取り決めや話し合い、共同作業には参加するというので、地域の皆さんと一緒にやっていきたいということです。私も多少は原木でしいたけを作っていますので、アドバイス出来ればしたいと思っていますし、地域の担当者として、しっかりと支援していきたいと思っています。以上です。

部会長

同じく大字新道寺地区担当の増田委員、説明をお願いします。

増田委員

新規営農者の方が榎野委員の家の近くで町内が一緒ですので、私が特に補助することはございません。ご本人の熱意で農業に取り組んでいただけるということで大いに頑張っていただきたいと思っています。以上です。

部会長

それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者の説明)

それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。

平林委員

森林組合に勤務されている時に、原木での仕込みはしたんですか。

新規営農者

はい、しました。

平林委員

今後は、どのくらいですか。

新規営農者

最低でも年間5,000 コマは打ちたいと計画しています。

平林委員

大変でしょうけれども、がんばってください。

部会長

他にございませんか。ご意見等がないようでしたら、面接を終了します。

(新規営農者は退室)

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。

議案書の6ページをお開きください。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。松根委員の議事参加の制限の退席を継続して、先に第2項から審議を行います。

それでは、第2項、小倉南区大字新道寺地区担当の柳野委員、報告をお願いします。

柳野委員

議案第57号第2項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、大字新道寺の申請地において、しいたけ栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、松根委員の入室を認めます。

(委員 入室)

それでは、議案の審議を続けます。第1項及び第3項を続けて、門司区大字喜多久及び大字畑地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。

古田俊策委員

議案第57号第1項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、

大字喜多久の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

続いて、第3項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字畑の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

いずれの申請地も農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第4項、小倉南区大字横代地区担当の清水委員、報告をお願いします。

清水委員

議案第57号第4項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字横代の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。元々、譲受人に貸していた農地を贈与されるということです。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第57号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。議案第58号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

まず、第1項について、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第1種農地ですが、既存の集落に接続して建てる住宅に関する規定により、分家住宅として農地を転用するものです。

地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

す。次に、第2項及び第3項について、この2つの申請地は隣接しており、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。第2項は無蓋駐車場として、第3項は無蓋資材置場として、農地を転用するものです。いずれの申請地も、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

す。次に、第4項について、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にあるため、第1種農地ですが、集落の周辺に居住する者が、業務に必要な施設を集落に接続して設置できる規定により、無蓋資材置場として農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

す。次に、第5項について、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。無蓋資材置場として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま

私の方から補足で若干説明をしたいと思います。以前から無蓋の資材置場あるいは駐車場の転用を行う事業者の開発方法について、委員会の中でもいろいろと意見が出ており、議論となっております。転用の許可権者は県ですが、適宜、委員会から意見や報告等を行った上で、県と連携しながらですね、対応策の検討を進めているところです。

また、転用議案の審議結果は県へ通知を行っていますが、特に委員さんからいろいろ意見がございましたものを十分に考慮した上で、転用の可否を決定するように、県に強く求めることとしております。

それから、毎月のように4条、5条の転用に関する案件が出ております。それぞれ委員におかれましては、議決が済んで終わりじゃなくて、案件の土地がどのように開発されているのか、ルールにちゃんと則って開発されているとか、その周辺の農地の影響などというのをですね、しっかりと見守っていただきたいと思います。

では、ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第58号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の16ページをお開きください。議案第59号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について」は、実質的には、従来の利用権の設定と同様です。

法律改正により、必ず機構を経由することとなり、出し手が機構に貸し渡して、それから、機構より受け手が借り受ける流れとなっております。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第59号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、21番平林委員と22番村田紘委員です。よろしく申し上げます。

上記の記録について、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和7年6月10日

議 長

署名委員 21 番

署名委員 22 番

---